

# 下川町不妊治療支援事業のご案内



子どもを産み育てたいという希望を持ち、不妊治療を行うご夫婦の心身及び経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費に対して助成を行っています。これから治療を受けようと考えている方、もしくは現在治療を受けている方がいらっしゃいましたら、お問い合わせください。



## 対象者

不妊治療を希望している夫婦で次の要件をすべて満たしている場合に対象となります。ただし、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子、卵子、及び胚による不妊治療や代理母、代理出産によるものは対象となりません。

- ①夫婦ともに、またはいずれか一方が、町内に住所を有すること
- ②法律上の婚姻をしている、または事実婚関係にある
- ③前年度分の町税及び使用料等の滞納がないこと
- ④北海道内の医療機関で治療すること

なお、特定不妊治療の場合は、北海道特定不妊治療費助成事業（以下「道事業」という。）の対象となっていることと、道事業の指定医療機関で治療することが対象要件に加わります。



## 助成の内容

①特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）は、それぞれ1回あたりの治療費用から道事業の助成金額を減じた自己負担額の2分の1（15万円を限度）を助成します。ただし、道事業により助成を受けていた人が、回数制限により道の助成金を受けられないときは、自己負担額の2分の1（15万円を限度）を助成します。

②人工授精・一般不妊治療（保険適用外）は、自己負担額の2分の1を限度として助成します。



## 助成の手続き

助成の申請は、必要な書類を総合福祉センター内保健福祉課保健・介護グループに提出していただきます。相談・手続きは、保健師が対応いたします。

- 必要な書類等 \*様式第1～3号は、HPからダウンロードしていただくか、直接お渡しいたします。  
\*申請に必要な書類は、各々異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- ・下川町不妊治療費助成申請書（別記様式第1号）
  - ・下川町特定不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第2号）  
または、下川町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第3号）
  - ・治療費領収書

詳しくは、保健師へお問い合わせください。

総合福祉センター「ハピネス」電話4-3356（IPも同じ番号）  
HPアドレス <http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/>

# 下川町不妊治療支援事業Q & A



## Q. いつ申請すればいいの？

- A. ①特定不妊治療の申請は、道事業の決定後にすみやかに申請してください。相談も希望される場合は、いつでもご連絡ください。
- ②人工授精・一般不妊治療（保険適用外）の申請は、できるだけ治療開始前や開始後すみやかに相談、申請してください。何らかの理由で遅れた場合は、治療終了後6月以内までは受け付けています。
- 迷われる場合は、お電話などで保健師にお問い合わせください。

## Q. 申請に必要なものがよくわからない

- A. 申請に必要なものは表面に記載している書類等になります。
- ・下川町不妊治療費助成申請書（別記様式第1号）は、申請されるご夫婦にご記入いただきます。
  - ・下川町特定不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第2号）と下川町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第3号）は、治療している医療機関で記入していただく書類になります。なお、特定不妊治療費助成については、道の助成を受けられている場合、証明書は不要です。
  - ・治療費領収書は、申請する治療にかかわるすべての領収書になります。

## Q. 相談したいけれど、相談に行きにくいのですが・・・。

- A. 窓口や電話での相談の際には、「保健師に聞きたいことがある（相談がある）・・・」と仰っていただき、不妊治療費の助成についての相談と言わなくて大丈夫です。保健師と相談室に入ってから、または保健師に電話を代わってから、不妊治療についての相談と言っただけであれば、周りに聞かれることはありません。悩んでいらっしゃるのでしたら、一度相談していただけたらと思います。

## Q. 不妊治療をしていませんが、今後どうしようか迷っています。詳しい内容を知っておきたい。

- A. 治療していらっしゃらない方も、遠慮なくご相談いただければと思っています。

## Q. 支援事業と書かれているけれど、どんな支援が受けられるの？

- A. 不妊治療の助成の手続きについて、説明などもさせていただく以外に、お子さんを授かるために体調を整えることなどの相談を受けることができます。

## Q. 不妊治療は受けているけれど、助成の対象にならないように思うのですが・・・。

- A. 対象にならないと思われた方も、治療に関係しての相談などございましたら、相談していただけたらと思います。助成の内容などについても、治療の実情に合わせて見直していくことも必要と考えておりますので、ご意見をいただけたらと思います。